

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）

改正案

現行

第一条（略）
（制動装置）

第九条 平成十五年十二月三十一日以前に製作された自動車については、道路運送車両の保安基準第十二条の規定並びに細目告示第十五条、第九十三条及び第七十一条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一〜九（略） 十 車両総重量三・五トン以下の被牽引自動車であつて平成十一年六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車をいう。以下同じ。）を除く。）	（略） （略）
十一 車両総重量が三・五トンを超える被牽引自動車であつて平成十二年六月三十日以前に製作されたもの（平成十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	（略）

3 次の表の第一欄に掲げる自動車については、第一項の規定のうち同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条項	読み替えられる字句	読み替える字句
一〜五（略） 六 第一項第一号の自動車であつて次に掲げる被牽引自動車を牽引するもの イ 車両総重量三・五トン以下の被牽引自動車であつて平成十一年六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）

第一条（略）
（制動装置）

第九条 平成十五年十二月三十一日以前に製作された自動車については、道路運送車両の保安基準第十二条の規定並びに細目告示第十五条、第九十三条及び第七十一条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一〜九（略） 十 車両総重量三・五トン以下の被牽引自動車であつて平成十一年六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）	（略） （略）
十一 車両総重量が三・五トンを超える被牽引自動車であつて平成十二年六月三十日以前に製作されたもの（平成十年十月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）	（略）

3 次の表の第一欄に掲げる自動車については、第一項の規定のうち同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条項	読み替えられる字句	読み替える字句
一〜五（略） 六 第一項第一号の自動車であつて次に掲げる被牽引自動車を牽引するもの イ 車両総重量三・五トン以下の被牽引自動車であつて平成十一年六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）

<p>自動車</p> <p>一 第一項第一号の自動車（軽自動車及び車両総重量が三・五トンを超える自動車を除く。）であつて平成十一年六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）</p>	<p>条項</p> <p>(略)</p>
<p>二 第一項第一号の自動車（軽自動車及び車両総重量が三・</p>	<p>(略)</p>

に指定を受けた型式指定
自動車を除く。）

ロ 車両総重量が三・五ト
ンを超える被牽引自動車
であつて平成十二年六月
三十日以前に製作された
もの（平成十年十月一日
以降に指定を受けた型式
指定自動車を除く。）

七 第一項第一号の自動車
（軽自動車及び車両総重
量が三・五トンを超える自
動車に限る。）であつて平
成十二年六月三十日以前
に製作されたもの（平成
十年十月一日以降に指定
を受けた型式指定自動車
を除く。）

八、九（略）

5 4 (略)
次の表の上欄に掲げる自動車については、同表の下欄に掲げる規定にかかわらず、
第一項第四号（二輪自動車にあつては同号ニからトまでに係る部分を除き、側車付二
輪自動車及び三輪自動車にあつては同号ニ及びトに係る部分を除く。）の規定を適用
する。

<p>自動車</p> <p>一 第一項第一号の自動車（軽自動車及び車両総重量が三・五トンを超える自動車を除く。）であつて平成十一年六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）</p>	<p>条項</p> <p>(略)</p>
<p>二 第一項第一号の自動車（軽自動車及び車両総重量が三・</p>	<p>(略)</p>

に法第七十五条第一項の
規定によりその型式につ
いて指定を受けた自動車
を除く。）

ロ 車両総重量が三・五ト
ンを超える被牽引自動車
であつて平成十二年六月
三十日以前に製作された
もの（平成十年十月一日
以降に法第七十五条第一
項の規定によりその型式
について指定を受けた自
動車を除く。）

七 第一項第一号の自動車
（軽自動車及び車両総重
量が三・五トンを超える自
動車に限る。）であつて平
成十二年六月三十日以前
に製作されたもの（平成
十年十月一日以降に法第
七十五条第一項の規定に
よりその型式について指
定を受けた自動車を除く。）

八、九（略）

5 4 (略)
次の表の上欄に掲げる自動車については、同表の下欄に掲げる規定にかかわらず、
第一項第四号（二輪自動車にあつては同号ニからトまでに係る部分を除き、側車付二
輪自動車及び三輪自動車にあつては同号ニ及びトに係る部分を除く。）の規定を適用
する。

<p>五トンを超える自動車に限る。)であつて平成十二年六月三十日以前に製作されたもの(平成十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。)</p>	<p>三 第一項第二号の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有するものを除く。)であつて平成七年十二月三十一日(輸入された自動車にあつては平成十一年三月三十一日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて平成六年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。)</p>	<p>四 第一項第二号の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有するものに限る。)であつて平成十一年六月三十日(輸入された自動車にあつては平成十四年九月三十日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。)</p>	<p>五 第一項第二号の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限る。)であつて平成十二年六月三十日以前に製作されたもの(平成十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。)</p>	<p>六 第一項第三号の自動車であつて平成十一年六月三十日以前に製作されたもの(平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車(道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」という。))第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車をいう。以下(同じ。)を除く。)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>五トンを超える自動車に限る。)であつて平成十二年六月三十日以前に製作されたもの(平成十年十月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)</p>	<p>三 第一項第二号の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有するものを除く。)であつて平成七年十二月三十一日(輸入された自動車にあつては平成十一年三月三十一日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて平成六年四月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)</p>	<p>四 第一項第二号の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有するものに限る。)であつて平成十一年六月三十日(輸入された自動車にあつては平成十四年九月三十日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて平成九年十月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)</p>	<p>五 第一項第二号の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限る。)であつて平成十二年六月三十日以前に製作されたもの(平成十年十月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)</p>	<p>六 第一項第三号の自動車であつて平成十一年六月三十日以前に製作されたもの(平成九年十月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」という。))第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置)
 第十條 平成十五年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第十
 三条の規定並びに細目告示第十六條、第九十四條及び第七十二條の規定にかかわら
 ず、次の基準に適合するものであればよい。
 一〇七(略)

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規
 定は、適用しない。

自動車	(略)
自動車	(略)

一〇七(略)
 八 牽引自動車と前条第二項第十号及び第十一号に掲げる被
 牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車であつて次に
 掲げる自動車であるもの(三輪自動車を除く。)と被牽引
 自動車とを連結した場合における 牽引自動車及び被牽引
 自動車
 イ 前条第一項第一号の自動車(軽自動車及び車両総重量
 が三・五トンを超える自動車を除く。)であつて平成十
 一年六月三十日以前に製作されたもの(平成九年十月一
 日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。)
 ロ 前条第一項第一号の自動車(軽自動車及び車両総重量
 が三・五トンを超える自動車を除く。)であつて平成十
 二年六月三十日以前に製作されたもの(平成十年十月一
 日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。)
 ハ 前条第一項第二号の自動車(原動機の相当部分が運転
 者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力
 を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつ
 て車枠を有するものを除く。)であつて平成七年十二月
 三十一日(輸入された自動車にあつては平成十一年三月
 三十一日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以
 外の自動車であつて平成六年四月一日以降に指定を受け
 た型式指定自動車を除く。)
 ニ 前条第一項第二号の自動車(原動機の相当部分が運転
 者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並び
 にすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置
 を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有す
 るものに限る。)であつて平成十一年六月三十日(輸入

(牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置)
 第十條 平成十五年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第十
 三条の規定並びに細目告示第十六條、第九十四條及び第七十二條の規定にかかわら
 ず、次の基準に適合するものであればよい。
 一〇七(略)

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規
 定は、適用しない。

自動車	(略)
自動車	(略)

一〇七(略)
 八 牽引自動車と前条第二項第十号及び第十一号に掲げる被
 牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車であつて次に
 掲げる自動車であるもの(三輪自動車を除く。)と被牽引
 自動車とを連結した場合における 牽引自動車及び被牽引
 自動車
 イ 前条第一項第一号の自動車(軽自動車及び車両総重量
 が三・五トンを超える自動車を除く。)であつて平成十
 一年六月三十日以前に製作されたもの(平成九年十月一
 日以降に法第七十五條第一項の規定によりその型式につ
 いて指定を受けた自動車を除く。)
 ロ 前条第一項第一号の自動車(軽自動車及び車両総重量
 が三・五トンを超える自動車を除く。)であつて平成十
 二年六月三十日以前に製作されたもの(平成十年十月一
 日以降に法第七十五條第一項の規定によりその型式につ
 いて指定を受けた自動車を除く。)
 ハ 前条第一項第二号の自動車(原動機の相当部分が運転
 者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力
 を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつ
 て車枠を有するものを除く。)であつて平成七年十二月
 三十一日(輸入された自動車にあつては平成十一年三月
 三十一日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以
 外の自動車であつて平成六年四月一日以降に法第七十五
 條第一項の規定によりその型式について指定を受けたも
 のを除く。)
 ニ 前条第一項第二号の自動車(原動機の相当部分が運転
 者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並び
 にすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置
 を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有す
 るものに限る。)であつて平成十一年六月三十日(輸入

<p>された自動車にあつては平成十四年九月三十日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）</p> <p>ホ 前条第一項第二号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限る。）であつて平成十二年六月三十日以前に製作されたもの（平成十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）</p> <p>九 牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p> <p>イ 前号イからホまでに掲げる自動車（三輪自動車に限る。）</p> <p>ロ 前条第一項第三号の自動車であつて平成十一年六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式指定自動車を除く。）</p>	(略)
--	-----

自動車	条項	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>一〜五（略）</p> <p>六 牽引自動車と前条第三項第六号イ及びロに掲げる被牽引自動車であつて昭和五十年四月一日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるもの（昭和五十年四月一日以降に製作された自動車に限る。）と被牽引自動車とを連結した場合における牽引</p>	(略)	(略)	(略)

<p>された自動車にあつては平成十四年九月三十日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成九年十月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。）</p> <p>ホ 前条第一項第二号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限る。）であつて平成十二年六月三十日以前に製作されたもの（平成十年十月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）</p> <p>九 牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p> <p>イ 前号イからホまでに掲げる自動車（三輪自動車に限る。）</p> <p>ロ 前条第一項第三号の自動車であつて平成十一年六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）</p>	(略)
--	-----

自動車	条項	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>一〜五（略）</p> <p>六 牽引自動車と前条第三項第六号イ及びロに掲げる被牽引自動車であつて昭和五十年四月一日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるもの（昭和五十年四月一日以降に製作された自動車に限る。）と被牽引自動車とを連結した場合における牽引</p>	(略)	(略)	(略)

自動車及び被牽引自動車
イ 前条第一項第一号の自

動車（軽自動車及び車両
総重量が三・五トンを超
える自動車を除く。）で
あつて平成十一年六月三
十日以前に製作されたも
の（平成九年十月一日以
降に指定を受けた型式指
定自動車を除く。）

ロ 前条第一項第一号の自

動車（軽自動車及び車両
総重量が三・五トンを超
える自動車に限る。）で
あつて平成十二年六月三
十日以前に製作されたも
の（平成十年十月一日以
降に指定を受けた型式指
定自動車を除く。）

ハ 前条第一項第二号の自

動車（原動機の相当部分
が運転者室又は客室の下
にある自動車及びすべて
の車輪に動力を伝達でき
る構造の動力伝達装置を
備えた自動車であつて車
枠を有するものを除
く。）であつて平成七年
十二月三十一日（輸入さ
れた自動車にあつては平
成十一年三月三十一日）
以前に製作されたもの
（輸入された自動車以外
の自動車であつて平成六
年四月一日以降に指定を
受けた型式指定自動車を

自動車及び被牽引自動車
イ 前条第一項第一号の自

動車（軽自動車及び車両
総重量が三・五トンを超
える自動車を除く。）で
あつて平成十一年六月三
十日以前に製作されたも
の（平成九年十月一日以
降に法第七十五条第一項
の規定によりその型式に
ついて指定を受けた自動
車を除く。）

ロ 前条第一項第一号の自

動車（軽自動車及び車両
総重量が三・五トンを超
える自動車に限る。）で
あつて平成十二年六月三
十日以前に製作されたも
の（平成十年十月一日以
降に法第七十五条第一項
の規定によりその型式に
ついて指定を受けた自動
車を除く。）

ハ 前条第一項第二号の自

動車（原動機の相当部分
が運転者室又は客室の下
にある自動車及びすべて
の車輪に動力を伝達でき
る構造の動力伝達装置を
備えた自動車であつて車
枠を有するものを除
く。）であつて平成七年
十二月三十一日（輸入さ
れた自動車にあつては平
成十一年三月三十一日）
以前に製作されたもの
（輸入された自動車以外
の自動車であつて平成六
年四月一日以降に法第七
十五条第一項の規定によ

除く。)

二 前条第一項第二号の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有するものに限る。)であつて平成十一年六月三十日(輸入された自動車にあつては平成十四年九月三十日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。)

ホ 前条第一項第二号の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限る。)であつて平成十二年六月三十日以前に製作されたもの(平成十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。)

ハ 前条第一項第三号の自動車であつて平成十一年

りその型式について指定を受けたものを除く。)

二 前条第一項第二号の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有するものに限る。)であつて平成十一年六月三十日(輸入された自動車にあつては平成十四年九月三十日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて平成九年十月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

ホ 前条第一項第二号の自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限る。)であつて平成十二年六月三十日以前に製作されたもの(平成十年十月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

ハ 前条第一項第三号の自動車であつて平成十一年

六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）	(略)	(略)	(略)
七〇九(略)	(略)	(略)	(略)

第十一条〜第十四条(略)
(車枠及び車体)

第十五条 平成二十年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第十八条の規定並びに細目告示第二十二条、第百条及び第百七十八条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。
一〜五(略)

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	自動車	条項
一、二(略) 三 平成七年十二月三十一日（輸入された自動車にあっては平成十一年三月三十一日）以前に製作された自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成六年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。） 四 平成十一年六月三十日以前に製作された自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。） イ 専ら乗用の用に供する普通自動車及び小型自動車（原動機の相当部分が運転者席又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有するものに限る。） ロ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量二・八トン以下のもの 五 平成十二年六月三十日以前に製作された自動車（輸入さ	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	

六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）	(略)	(略)	(略)
七〇九(略)	(略)	(略)	(略)

第十一条〜第十四条(略)
(車枠及び車体)

第十五条 平成二十年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第十八条の規定並びに細目告示第二十二条、第百条及び第百七十八条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。
一〜五(略)

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	自動車	条項
一、二(略) 三 平成七年十二月三十一日（輸入された自動車にあっては平成十一年三月三十一日）以前に製作された自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成六年四月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。） 四 平成十一年六月三十日以前に製作された自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成九年十月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。） イ 専ら乗用の用に供する普通自動車及び小型自動車（原動機の相当部分が運転者席又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有するものに限る。） ロ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量二・八トン以下のもの 五 平成十二年六月三十日以前に製作された自動車（輸入さ	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	

れた自動車以外の自動車であつて平成十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。)であつて次に掲げるもの

イ 専ら乗用の用に供する軽自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有するものに限る。)

ロ 貨物の運送の用に供する軽自動車であつて車両総重量二・八トン以下のもの

六 平成十二年八月三十一日(輸入された自動車にあつては平成十五年 九月三十日)以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であつて平成十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。)

(略)

3 (略)

4 次の各号に掲げる自動車(次項の自動車を除く。)については、保安基準第十八条第四項(同項に基づく細目告示第二十二條第十項第一号、第百條第十二項第一号及び第百七十八條第十項を除く。)の規定は、適用しない。

一 (略)

二 平成十七年九月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作された自動車(平成十七年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。)

三 平成十七年九月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作された自動車であつて平成十七年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車(平成十七年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制御装置の種類が同一であるものに限る。)

5 (略)

6 次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添二十四の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十六年国土交通省告示第四百九十九号)による改正前の細目告示別添二十四の基準に適合するものであればよい。

一 (略)

二 平成十六年七月十六日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの

イ 平成十六年七月十五日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、側面衝突時の乗員保護に係る性能に変更のないもの

れた自動車以外の自動車であつて平成十年十月一日以降に法第七十五條第一項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)であつて次に掲げるもの

イ 専ら乗用の用に供する軽自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有するものに限る。)

ロ 貨物の運送の用に供する軽自動車であつて車両総重量二・八トン以下のもの

六 平成十二年八月三十一日(輸入された自動車にあつては平成十五年 九月三十日)以前に製作された自動車(輸入された自動車以外の自動車であつて平成十年十月一日以降に法第七十五條第一項の規定によりその型式について指定を受けたものを除く。)

(略)

3 (略)

4 次の各号に掲げる自動車(次項の自動車を除く。)については、保安基準第十八条第四項(同項に基づく細目告示第二十二條第十項第一号、第百條第十二項第一号及び第百七十八條第十項を除く。)の規定は、適用しない。

一 (略)

二 平成十七年九月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作された自動車(平成十七年九月一日以降に法第七十五條第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

三 平成十七年九月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作された自動車であつて平成十七年九月一日以降に法第七十五條第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車(平成十七年八月三十一日以前に法第七十五條第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制御装置の種類が同一であるものに限る。)

5 (略)

6 次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添二十四の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十六年国土交通省告示第四百九十九号)による改正前の細目告示別添二十四の基準に適合するものであればよい。

一 (略)

二 平成十六年七月十六日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの

イ 平成十六年七月十五日以前に法第七十五條第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であつて、側面衝突時の乗員保護に係る性能に変更のないもの

ロ 平成十六年七月十六日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、平成十六年七月十五日以前に指定を受けた型式指定自動車に、側面衝突時の乗員保護に係る性能についての変更以外の変更のみを行ったもの

ハ(略)

7(略)

8 次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添二十四の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十七年国土交通省告示第 号)による改正前の細目告示別添二十四の基準に適合するものであればよい。

一(略)

二 平成十九年八月十二日から平成二十三年八月十一日までに製作された自動車であつて次に掲げるもの

イ 平成十九年八月十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、平成十九年八月十二日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの

ロ 平成十九年八月十二日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、平成十九年八月十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と側面衝突時の乗員保護に係る性能が同一であり、かつ、平成十九年八月十二日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの

ハ(略)

第十六条(略)

(座席ベルト等)

第二十条 昭和六十二年八月三十一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車であつて輸入された自動車以外のもの)にあつては昭和六十二年二月二十八日、輸入された自動車にあつては昭和六十三年三月三十一日)以前に製作された自動車(次項から第四項までの自動車を除く。)については、保安基準第二十二條の三の規定並びに細目告示第三十條、第八八條及び第八八六條の規定は適用しない。

2(略)

6(略)

7 保安基準第二十二條の三第四項の規定が適用される自動車のうち次の各号に掲げるものについては、保安基準第二十二條の三第四項の規定に基づく細目告示別添三十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十七年国土交通省告示第二百五十四号)による改正前の細目告示別添三十三に適合するものであればよい。

一(略)

二 平成十七年九月一日から平成二十年八月三十一日までに製作された自動車(平成十七年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。)

三 平成十七年九月一日から平成二十年八月三十一日までに製作された自動車であつ

ロ 平成十六年七月十六日以降に新たに法第七十五條第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であつて、平成十六年七月十五日以前に法第七十五條第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車に、側面衝突時の乗員保護に係る性能についての変更以外の変更のみを行ったもの

ハ(略)

7(略)

8 次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添二十四の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十七年国土交通省告示第 号)による改正前の細目告示別添二十四の基準に適合するものであればよい。

一(略)

二 平成十九年八月十二日から平成二十三年八月十一日までに製作された自動車であつて次に掲げるもの

イ 平成十九年八月十一日以前に法第七十五條第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であつて、平成十九年八月十二日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの

ロ 平成十九年八月十二日以降に新たに法第七十五條第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車であつて、平成十九年八月十一日以前に同条同項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と側面衝突時の乗員保護に係る性能が同一であり、かつ、平成十九年八月十二日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの

ハ(略)

第十六条(略)

(座席ベルト等)

第二十条 昭和六十二年八月三十一日(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車であつて輸入された自動車以外のもの)にあつては昭和六十二年二月二十八日、輸入された自動車にあつては昭和六十三年三月三十一日)以前に製作された自動車(次項から第四項までの自動車を除く。)については、保安基準第二十二條の三の規定並びに細目告示第三十條、第八八條及び第八八六條の規定は適用しない。

2(略)

6(略)

7 保安基準第二十二條の三第四項の規定が適用される自動車のうち次の各号に掲げるものについては、保安基準第二十二條の三第四項の規定に基づく細目告示別添三十三の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十七年国土交通省告示第二百五十四号)による改正前の細目告示別添三十三に適合するものであればよい。

一(略)

二 平成十七年九月一日から平成二十年八月三十一日までに製作された自動車(平成十七年九月一日以降に法第七十五條第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

三 平成十七年九月一日から平成二十年八月三十一日までに製作された自動車であつ

平成十七年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成十七年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の外形、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。）

第二十一条（第二十六条（略））

（騒音防止装置）

第二十七条 昭和五十一年八月三十一日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて次の表の自動車の種別の欄に掲げるもの（昭和五十一年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車（道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第六十七号）による改正前の道路運送車両法施行規則（以下単に「旧規則」という。）第六十二条の三の二第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車をいう。以下同じ。）を除く。）については、細目告示第四十条第一項第二号の規定にかかわらず、第九項、第十二項、第十三項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表（略）

2 昭和五十二年八月三十一日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて次の表の自動車の種別の欄に掲げるもの（昭和五十二年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十一項から第十三項まで、第十五項、第十六項又は第十九項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項若しくは旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する施行規則第六十二条の三の二第二項において準用する別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表（略）

3 昭和五十四年十一月三十日（軽油を燃料とする自動車及び二輪自動車であつて輸入された自動車以外のもの）あつては昭和五十五年二月二十九日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（軽油を燃料とする自動

平成十七年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（平成十七年八月三十一日以前に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。）

第二十一条（第二十六条（略））

（騒音防止装置）

第二十七条 昭和五十一年八月三十一日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて次の表の自動車の種別の欄に掲げるもの（昭和五十一年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第六十七号）による改正前の道路運送車両法施行規則（以下単に「旧規則」という。）第六十二条の四第一項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（以下「一酸化炭素等発散防止装置認定自動車」という。）及び旧規則第六十二条の三の二第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車（以下「騒音防止装置認定自動車」という。）を除く。）については、細目告示第四十条第一項第二号の規定にかかわらず、第九項、第十二項、第十三項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表（略）

2 昭和五十二年八月三十一日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて次の表の自動車の種別の欄に掲げるもの（昭和五十二年一月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十一項から第十三項まで、第十五項、第十六項又は第十九項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項若しくは旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表（略）

3 昭和五十四年十一月三十日（軽油を燃料とする自動車及び二輪自動車であつて輸入された自動車以外のもの）あつては昭和五十五年二月二十九日、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（軽油を燃料とする自動

車、二輪自動車及び輸入された自動車を除く。)にあつては昭和五十四年八月三十一日、輸入された自動車にあつては昭和五十六年三月三十一日)以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて次の表の自動車の種別の欄に掲げるもの(第一項及び第二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて昭和五十四年一月一日(軽油を燃料とする自動車及び二輪自動車にあつては昭和五十四年四月一日)以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。)については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十一項から第十三項まで、第十五項、第十六項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の第三項若しくは旧規則第六十二条の三の第二項において準用する施行規則第六十二条の三の第五項の検査の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び加速走行騒音の大きさがそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表(略)

- 4 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)であつて昭和五十八年八月三十一日(輸入された自動車にあつては、昭和五十九年三月三十一日)以前に製作されたもの(第二項及び第三項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて昭和五十七年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。)については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十一項、第十三項又は第十六項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三の第五項若しくは旧規則第六十二条の三の第二項において準用する施行規則第六十二条の三の第五項の検査(国土交通大臣が指定する自動車(型式指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)にあつては、新規検査又は予備検査)の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。
 - 一 定常走行騒音 七十デシベル
 - 二 加速走行騒音 八十一デシベル

- 5 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)のうち、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のものであつて昭和五十九年八月三十一日(輸入された自動車にあつては、昭和六十年三月三十一日)以前に製作されたもの(第一項及

車、二輪自動車及び輸入された自動車を除く。)にあつては昭和五十四年八月三十一日、輸入された自動車にあつては昭和五十六年三月三十一日)以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて次の表の自動車の種別の欄に掲げるもの(第一項及び第二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて昭和五十四年一月一日(軽油を燃料とする自動車及び二輪自動車にあつては昭和五十四年四月一日)以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三の第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。)については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十一項から第十三項まで、第十五項、第十六項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三の第五項若しくは旧規則第六十二条の三の第二項において準用する施行規則第六十二条の三の第五項の検査の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び加速走行騒音の大きさがそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表(略)

- 4 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)であつて昭和五十八年八月三十一日(輸入された自動車にあつては、昭和五十九年三月三十一日)以前に製作されたもの(第二項及び第三項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて昭和五十七年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三の第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。)については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十一項、第十三項又は第十六項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三の第五項若しくは旧規則第六十二条の三の第二項において準用する施行規則第六十二条の三の第五項の検査(国土交通大臣が指定する自動車(型式指定自動車、同令第六十二条の三の第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)にあつては、新規検査又は予備検査)の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。
 - 一 定常走行騒音 七十デシベル
 - 二 加速走行騒音 八十一デシベル

- 5 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)のうち、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のものであつて昭和五十九年八月三十一日(輸入された自動車にあつては、昭和六十年三月三十一日)以前に製作されたもの(第一項及

び第三項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十八年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十二項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 七十八デシベル
- 二 加速走行騒音 八十六デシベル

6 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて昭和六十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、昭和六十一年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項から第三項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十九年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十二項、第十三項、第十五項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表（略）

7 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて昭和六十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、昭和六十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項、第二項、第三項及び第六項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和六十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の

び第三項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十八年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十二項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 七十八デシベル
- 二 加速走行騒音 八十六デシベル

6 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて昭和六十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、昭和六十一年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項から第三項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和五十九年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十三項、第十五項、第十九項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表（略）

7 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて昭和六十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、昭和六十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項、第二項、第三項及び第六項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和六十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十九項又は第二十一項の規定による

三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十一「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

8 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの（専ら乗用の用に供するもの以外のものであつてすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトラクタを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車に限る。）であつて昭和六十二年十月三十一日（輸入された自動車にあつては、昭和六十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項、第七項及び第十七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和六十一年十二月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、認定を受けた型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十二項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十一「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

9 次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第一百八十八条第一項及び第九十六條第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音（当該自動車の原動機が最高出力時の回転数の六十パーセントで無負荷運転されている場合に発生する、排気管の開口部から後方へ二十メートル離れた地上高

ほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十一「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

8 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの（専ら乗用の用に供するもの以外のものであつてすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトラクタを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車に限る。）であつて昭和六十二年十月三十一日（輸入された自動車にあつては、昭和六十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第一項、第七項及び第十七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、昭和六十一年十二月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十二項又は第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十一「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び加速走行騒音の大きさがそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

9 次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第一百八十八条第一項及び第九十六條第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音（当該自動車の原動機が最高出力時の回転数の六十パーセントで無負荷運転されている場合に発生する、排気管の開口部から後方へ二十メートル離れた地上高

さ一・二メートルの位置における騒音の大きさをいう。以下同じ。）をデシベルで表した値がそれぞれ八十五デシベルを超えない構造であればよい。

自動車	条項
イ 型式指定自動車及び型式認定自動車 ロ 二 (略)	昭和四十六年三月三十一日 (同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車にあつては、同年十二月三十一日) (略)

11 10 (略)
次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百八十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音の大きさがそれぞれ八十五デシベルを超えない構造であればよい。

自動車	条項
イ 型式指定自動車及び型式認定自動車 ロ 二 (略)	昭和四十六年三月三十一日 (同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車にあつては、同年十二月三十一日) (略)

12 次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百八十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音をデシベルで表した値がそれぞれ八十五デシベルを超えない構造であればよい。

自動車	条項
イ 型式指定自動車及び型式認定自動車	昭和四十六年三月三十一日 (同日以前に)

さ一・二メートルの位置における騒音の大きさをいう。以下同じ。）をデシベルで表した値がそれぞれ八十五デシベルを超えない構造であればよい。

自動車	条項
イ 型式指定自動車及び施行規則第六十二條の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車 ロ 二 (略)	昭和四十六年三月三十一日 (同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び施行規則第六十二條の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車にあつては、同年十二月三十一日) (略)

11 10 (略)
次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百八十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音をデシベルで表した値に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音の大きさがそれぞれ八十五デシベルを超えない構造であればよい。

自動車	条項
イ 型式指定自動車及び施行規則第六十二條の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車 ロ 二 (略)	昭和四十六年三月三十一日 (同日以前に指定を受けた型式指定自動車及び施行規則第六十二條の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車にあつては、同年十二月三十一日) (略)

12 次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる日以前に製作された普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第百八十八条第一項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び排気騒音をデシベルで表した値がそれぞれ八十五デシベルを超えない構造であればよい。

自動車	条項
イ 型式指定自動車及び施行規則第六十二條の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車	昭和四十六年三月三十一日 (同日以前に)

ロ(二) (略)

指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式指定自動車にあっては、同年十二月三十一日)
(略)

13 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十一年八月三十一日(輸入された自動車にあっては、平成十二年三月三十一日)以前に製作されたもの(第九項、第十一項及び第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車(細目告示第五条第八号に規定する騒音防止装置指定自動車をいう。以下同じ。)、認定を受けた型式指定自動車並びに騒音防止装置指定自動車を除く。)については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第一百八条第一項及び第九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表(略)

14 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十一年八月三十一日(輸入された自動車にあっては、平成十二年三月三十一日)以前に製作されたもの(第一項から第四項まで、第六項及び第七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車、認定を受けた型式指定自動車並びに騒音防止装置指定自動車を除く。)については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十一項、第十二項又は前項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項(旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。)若しくは施行規則第六十二条の四の検査(国土交通大臣が指定する自動車(型式指定自動車、型式認定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)にあっては、新規検査又は予備検査)の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表(略)

15 普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)であつて車両総重量が一・七トン以下のもの並びに軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)であつて運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成十二年八月三十一日(輸入され

ロ(二) (略)

二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車

指定を受けた型式指定自動車及び施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車にあっては、同年十二月三十一日)
(略)

13 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十一年八月三十一日(輸入された自動車にあっては、平成十二年三月三十一日)以前に製作されたもの(第九項、第十一項及び第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車並びに騒音防止装置指定自動車を除く。)については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第一百八条第一項及び第九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表(略)

14 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十一年八月三十一日(輸入された自動車にあっては、平成十二年三月三十一日)以前に製作されたもの(第一項から第四項まで、第六項及び第七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車並びに騒音防止装置指定自動車を除く。)については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十一項、第十二項又は前項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項(旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。)若しくは施行規則第六十二条の四の検査(国土交通大臣が指定する自動車(型式指定自動車、同令第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)にあっては、新規検査又は予備検査)の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表(略)

15 普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)であつて車両総重量が一・七トン以下のもの並びに軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)であつて運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成十二年八月三十一日(輸入され

た自動車にあつては、平成十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第九十八条第一項及び第九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 八十五デシベル
- 二 近接排気騒音 百三デシベル

16 (略)

17 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が一・七トン以下のもので並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成十二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第三項、第六項及び第七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十二項又は第十五項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十一「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 七十四デシベル
- 二 加速走行騒音 七十八デシベル

18 (略)

19 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十三年八月三十一日（口）に掲げる自動車にあつては、平成十四年八月三十一日）以前に製作されたもの（第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十二年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第九十八条第一項及び第九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十

た自動車にあつては、平成十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第九十八条第一項及び第九十六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 八十五デシベル
- 二 近接排気騒音 百三デシベル

16 (略)

17 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量が一・七トン以下のもので並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成十二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（第二項、第三項、第六項及び第七項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十一年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十二項又は第十五項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、同令第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十一「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次に掲げる数値を超えない構造であればよい。

- 一 定常走行騒音 七十四デシベル
- 二 加速走行騒音 七十八デシベル

18 (略)

19 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十三年八月三十一日（口）に掲げる自動車にあつては、平成十四年八月三十一日）以前に製作されたもの（第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十二年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第九十八条第一項及び第九十六

八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表(略)

20 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十三年八月三十一日(口)に掲げる自動車にあつては、平成十四年八月三十一日)以前に製作されたもの(第一項から第三項まで及び第五項から第七項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十二年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。)については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十八項及び前項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項(旧規則第六十二条の三の第二項において準用する場合を含む。)若しくは施行規則第六十二条の四の検査(国土交通大臣が指定する自動車(型式指定自動車、型式認定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)にあつては、新規検査又は予備検査)の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十一「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表(略)

21 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十四年八月三十一日(イ)及びハに掲げる自動車にあつては、平成十五年八月三十一日)以前に製作されたもの(第九項及び第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十三年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。)については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第一百八条第一項及び第九十六條第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表(略)

22 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十四年八月三十一日(イ)及びハに掲げる自動車にあつては、平成十五年八月三十一日)以前に製作されたもの(第一項、第三項、第五項から第八項まで及び第十項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十三年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。)については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第九項、第十二項又は前項

六条第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表(略)

20 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十三年八月三十一日(口)に掲げる自動車にあつては、平成十四年八月三十一日)以前に製作されたもの(第一項から第三項まで及び第五項から第七項までの自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十二年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、細目告示第四十条第一項第三号の規定にかかわらず、第十八項及び前項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項(旧規則第六十二条の三の第二項において準用する場合を含む。)若しくは施行規則第六十二条の四の検査(国土交通大臣が指定する自動車(型式指定自動車、同令第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)にあつては、新規検査又は予備検査)の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十一「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表(略)

21 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十四年八月三十一日(イ)及びハに掲げる自動車にあつては、平成十五年八月三十一日)以前に製作されたもの(第九項及び第十二項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十三年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、細目告示第四十条第一項第一号及び第二号、第一百八条第一項及び第九十六條第一項の規定にかかわらず、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音及び同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表(略)

22 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十四年八月三十一日(イ)及びハに掲げる自動車にあつては、平成十五年八月三十一日)以前に製作されたもの(第一項、第三項、第五項から第八項まで及び第十項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十三年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、細目告示第四十条第一項第

の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の第二項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表（略）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）
第二十八条 次の表の上欄に掲げる自動車については、細目告示の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 昭和四十五年十二月三十一日以前に製作された自動車（同年九月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車（軽自動車に限る。）を除く。）	（略）
二 昭和四十八年三月三十一日以前に製作された自動車（昭和四十七年七月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車（軽自動車に限る。）を除く。）	（略）
三 昭和五十年三月三十一日以前に製作された自動車（昭和四十九年九月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び細目告示第三条第九号に規定する一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（以下、単に「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。）並びに旧規則第六十二条の四第一項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（以下「一酸化炭素等発散防止装置認定自動車」という。）を除く。）	（略）
四 次に掲げる二輪自動車	細目告示第四十一条

三号の規定にかかわらず、第九項、第十二項又は前項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の第二項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、同令第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる数値を超えない構造であればよい。

表（略）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）
第二十八条 次の表の上欄に掲げる自動車については、細目告示の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 昭和四十五年十二月三十一日以前に製作された自動車（同年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び同日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた軽自動車を除く。）	（略）
二 昭和四十八年三月三十一日以前に製作された自動車（昭和四十七年七月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び同日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた軽自動車を除く。）	（略）
三 昭和五十年三月三十一日以前に製作された自動車（昭和四十九年九月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び細目告示第三条第九号に規定する一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（以下、単に「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。）並びに道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第六十七号）による改正前の道路運送車両法施行規則第六十二条の四第一項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（以下「一酸化炭素等発散防止装置認定自動車」という。）を除く。）	（略）
四 次に掲げる二輪自動車	細目告示第四十一条

イ 軽自動車であつて、平成十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）

ロ 小型自動車であつて、平成十二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十一年十月一日以降に認定を受けた型式指定自動車を除く。）

五 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて次に掲げるもの

イ 平成十四年八月三十一日（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十二年十月一日以降に認定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ及びロ及び同項第四号の表のイ及びロに掲げる自動車

ロ 平成十五年八月三十一日（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十三年十月一日以降に認定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された細目告示第四十一条第一項第三号の表のハ及び同項第四号の表のハに掲げる自動車並びに同条第一項第一号及び第二号の自動車（二輪自動車を除く。）

ハ 平成十五年八月三十一日（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十四年十月一日以降に認定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に制作された細目告示第四十一条第一項第三号の表のニ及び同項第四号の表のニに掲げる自動車

六 軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて平成十六年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成十五年十月一日以降に認定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）

第一項第十七号から第十九号まで、第二項及び第三項、第一百九条第一項第九号及び第十号、第二項並びに第三項並びに第九十七条第一項第一号、第二項及び第三項

(略)

細目告示第四十一条第一項第十五号、第十六号、第二十号及び第二十一号並びに第二項、第九十九条第一項第八号、第十

イ 軽自動車であつて、平成十一年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十二年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）

ロ 小型自動車であつて、平成十二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成十三年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十一年十月一日以降に、法第七十五条第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）

五 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて次に掲げるもの

イ 平成十四年八月三十一日（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十二年十月一日以降に認定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ及びロ及び同項第四号の表のイ及びロに掲げる自動車

ロ 平成十五年八月三十一日（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十三年十月一日以降に認定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に製作された細目告示第四十一条第一項第三号の表のハ及び同項第四号の表のハに掲げる自動車並びに同条第一項第一号及び第二号の自動車（二輪自動車を除く。）

ハ 平成十五年八月三十一日（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十四年十月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）以前に制作された細目告示第四十一条第一項第三号の表のニ及び同項第四号の表のニに掲げる自動車

六 軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて平成十六年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成十五年十月一日以降に認定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

第一項第十五号から第十七号まで、第二項及び第三項並びに第九十九条第一項第八号及び第九号、第二項並びに第三項並びに第九十七条第二項及び第三項

(略)

細目告示第四十一条第一項第十三号、第十四号及び第十九号、第九十九条第一項第七号及び第十一号並びに第九十七

八 軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて次に掲げるもの

イ 平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が195W以上375W未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成十九年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成十九年九月三十日以前に道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千四百号）による改正後の細目告示第四十一条の基準（以下この表において「平成十八年基準」という。）に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）

ロ 平成二十一年八月三十一日以前に製作された定格出力が275W以上525W未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成二十年九月三十日以前に平成十八年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）

ハ 平成二十二年八月三十一日以前に製作された定格出力が525W以上750W未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成二十年九月三十日以前に平成十八年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）

ニ 平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が750W以上1300W未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成十九年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等

一号及び第十二号並びに第二項並びに第九十七号第一項第二号及び第二項細目告示第四十一条第一項第二十一号（細目告示第五条第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる場合を除く。）、第一百九条第一項第十二号及び第九十七号第一項第二号

八 軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて次に掲げるもの

イ 平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が195W以上375W未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成十九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

ロ 平成二十一年八月三十一日以前に製作された定格出力が275W以上525W未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

ハ 平成二十二年八月三十一日以前に製作された定格出力が525W以上750W未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

ニ 平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が750W以上1300W未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成十九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等

条第一項第二号細目告示第四十一条第一項第十九号（細目告示第五条第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる場合を除く。）、第一百九条第一項第十二号

発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成十九年九月三十日以前に平成十八年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）

ホ 平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が130kW以上150kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成十八年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成十八年九月三十日以前に平成十八年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）

九 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて平成二十年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成十九年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成十九年九月三十日以前に平成十八年基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）

細目告示第四十一条
第一項第十三号、第十四号及び第十九号並びに第二項、第十九条第一項第七号及び第十号並びに第二項並びに第九十七條第一項第一号並びに第二項
(略)

2 34 (略)
35 軽油を燃料とする車両総重量が二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であつて平成六年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成七年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成五年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第二十号の規定にかかわらず、完成検査等の際、同告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が五十パーセント以下であればよい。

36 軽油を燃料とする車両総重量が二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であつて平成六年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成七年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成五年十月一日以降に、指定を受けた型式

散防止装置指定自動車を除く。）

ホ 平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が130kW以上150kW未満である原動機を備えた自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成十八年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

九 (略)

(略)

2 34 (略)
35 軽油を燃料とする車両総重量が二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であつて平成六年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成七年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成五年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第十八号の規定にかかわらず、完成検査等の際、同告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が五十パーセント以下であればよい。

36 軽油を燃料とする車両総重量が二・五トン以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であつて平成六年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、平成七年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成五年十月一日以降に、指定を受けた型式

指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第二十一号、第百十九号第一項第十二号及び第百九十七号第一項第二号の規定にかかわらず、同告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いを三回測定し、その測定した値の平均値が五十パーセント以下であればよい。

37、38(略)

39 軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする車両総重量が二・五トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であつて平成七年八月三十一日（輸入された自動車に於ては、平成八年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成六年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第二十号の規定にかかわらず、完成検査の際、同告示別添四十五「ディーゼル黒煙四モード排出ガスの測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが五十パーセント以下であればよい。

40 軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする車両総重量が二・五トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であつて平成七年八月三十一日（輸入された自動車に於ては、平成八年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成六年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第二十一号、第百十九号第一項第十二号及び第百九十七号第一項第二号の規定にかかわらず、同告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いを三回測定し、その測定した値の平均値が五十パーセント以下であればよい。

41、44(略)

45 前二項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十号の規定にかかわらず、完成検査の際、同告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが四十パーセント以下であればよい。

46 第四十三項及び第四十四項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十一号、第百十九号第一項第十二号及び第百九十七号第一項第二号の規定にかかわらず、完成検査の際、同告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規

指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第十九号、第百十九号第一項第十一号及び第百九十七号第一項第二号の規定にかかわらず、同告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いを三回測定し、その測定した値の平均値が五十パーセント以下であればよい。

37、38(略)

39 軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする車両総重量が二・五トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であつて平成七年八月三十一日（輸入された自動車に於ては、平成八年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成六年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第十八号の規定にかかわらず、完成検査の際、同告示別添四十五「ディーゼル黒煙四モード排出ガスの測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが五十パーセント以下であればよい。

40 軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする車両総重量が二・五トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であつて平成七年八月三十一日（輸入された自動車に於ては、平成八年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成六年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第十九号、第百十九号第一項第十一号及び第百九十七号第一項第二号の規定にかかわらず、同告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いを三回測定し、その測定した値の平均値が五十パーセント以下であればよい。

41、44(略)

45 前二項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第十八号の規定にかかわらず、完成検査の際、同告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法（6・1・1の規定を除く。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが四十パーセント以下であればよい。

46 第四十三項及び第四十四項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第十九号、第百十九号第一項第十一号及び第百九十七号第一項第二号の規定にかかわらず、完成検査の際、同告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定

定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いを三回測定し、その測定した値の平均値が四パーセント以下であればよい。

49、48 (略)
49 前二項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十号の規定にかかわらず、完成検査等の際、同告示別添四十五「ディーゼル黒煙四モード排出ガスの測定方法」に規定する黒煙四モード法(6・1・1の規定を除く。)により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが四パーセント以下であればよい。

50 第四十七項及び第四十八項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十一号、第一百九条第一項第十二号及び第九十七号第一項第二号の規定にかかわらず、同告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いを三回測定し、その測定した値の平均値が四パーセント以下であればよい。

51、52 (略)
53 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車(二輪自動車を除く。)であつて、平成十一年八月三十一日(輸入された自動車にあつては、平成十二年三月三十一日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)については、細目告示第四十一条第一項第十九号、第九十九号第一項第十号及び第九十七号第一項第一号の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。
一、二(略)

54 (略)
55 前項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十号の規定にかかわらず、完成検査等の際、同告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法(6・1・1の規定を除く。)により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いがそれぞれ四パーセント以下であればよい。

56 第五十四項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第二十一号、第一百九条第一項第十二号及び第九十七号第一項第二号の規定にかかわらず、同告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いを三回測定し、その測定した値の平均値が四パーセント以下であればよい。

57、83 (略)
84 普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。)のうち

する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いを三回測定し、その測定した値の平均値が四パーセント以下であればよい。

49、48 (略)
49 前二項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第十八号の規定にかかわらず、完成検査等の際、同告示別添四十五「ディーゼル黒煙四モード排出ガスの測定方法」に規定する黒煙四モード法(6・1・1の規定を除く。)により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが四パーセント以下であればよい。

50 第四十七項及び第四十八項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第十九号、第一百九条第一項第十一号及び第九十七号第一項第二号の規定にかかわらず、同告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いを三回測定し、その測定した値の平均値が四パーセント以下であればよい。

51、52 (略)
53 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車(二輪自動車を除く。)であつて、平成十一年八月三十一日(輸入された自動車にあつては、平成十二年三月三十一日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)については、細目告示第四十一条第一項第十七号、第九十九号第一項第九号及び第九十七号第一項第一号の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。
一、二(略)

54 (略)
55 前項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第十八号の規定にかかわらず、完成検査等の際、同告示別添四十五「ディーゼル四モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙四モード法(6・1・1の規定を除く。)により運行場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いがそれぞれ四パーセント以下であればよい。

56 第五十四項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第一項第十九号、第一百九条第一項第十一号及び第九十七号第一項第二号の規定にかかわらず、同告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いを三回測定し、その測定した値の平均値が四パーセント以下であればよい。

57、83 (略)
84 普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。)のうち

国土交通大臣が定める自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、細目告示第百十九号第一項（第十号及び第十二号の規定を除く。）の規定は適用しない。

85 ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて軽自動車（型式認定自動車に限る。）であるものうち、平成十九年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のイに掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であつて平成十八年十月一日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十七号の規定にかかわらず、施行規則第六十二条の第三項の検査の際、当該自動車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第九百九号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法（以下単に「二輪車暖機モード法」という。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に施行規則第六十二条の第三項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

86 ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であるものうち、平成二十年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のロに掲げる自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて平成十九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十七号の規定にかかわらず、完成検査等の際、当該自動車を二輪車暖機モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

87 ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であるものうち、平成二十年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号ロに掲げる自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十八号及び第百十九号第一項第九号の規定にかかわらず、新規検査等の際、当該自動車を二輪車暖機モード法により運行する場合に発生し、排気管

国土交通大臣が定める自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、細目告示第百十九号第一項（第九号及び第十一号の規定を除く。）の規定は適用しない。

85 ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて軽自動車（施行規則第六十二条の第三項の規定によりその型式について認定を受けた自動車に限る。）であるものうち、平成十九年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のイに掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であつて平成十八年十月一日以降に施行規則第六十二条の第三項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十五号の規定にかかわらず、施行規則第六十二条の第三項の検査の際、当該自動車を道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第 号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法（以下単に「二輪車暖機モード法」という。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に施行規則第六十二条の第三項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

86 ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であるものうち、平成二十年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のロに掲げる自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて平成十九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十五号の規定にかかわらず、完成検査等の際、当該自動車を二輪車暖機モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

87 ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であるものうち、平成二十年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号ロに掲げる自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十六号及び第百十九号第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、当該自動車を二輪車暖機モード法により運行する場合に発生し、排気管

から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

表（略）

88 ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて軽自動車であるものうち、平成十九年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のイに掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であつて平成十八年十月一日以降に認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第十九号、第一百九条第一項第十号及び第九十七条第一項第一号の規定にかかわらず、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

表（略）

89 ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて小型自動車であるものうち、平成二十年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のロに掲げる自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて平成十九年十月一日以降に指定を受けた型式認定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第十九号、第一百九条第一項第十号及び第九十七条第一項第一号の規定にかかわらず、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

表（略）

から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）がそれぞれ次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

表（略）

88 ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて軽自動車であるものうち、平成十九年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のイに掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であつて平成十八年十月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第十七号、第一百九条第一項第九号及び第九十七条第一項第一号の規定にかかわらず、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

表（略）

89 ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて小型自動車であるものうち、平成二十年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第四号のロに掲げる自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて平成十九年十月一日以降に指定を受けた型式認定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示第四十一条第一項第十七号、第一百九条第一項第九号及び第九十七条第一項第一号の規定にかかわらず、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

表（略）

90 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）のうち、平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が130W以上500W未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であつて平成十八年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあっては施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、細目告示別添四十三「ディーゼル特殊自動車八モード排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車八モード法（以下「ディーゼル特殊自動車八モード法」という。）により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸

化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同データーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等又は施行規則第六十二条の第三項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については三・五〇、炭化水素については一・〇〇、窒素酸化物については六・〇〇、粒子状物質については〇・二〇を超えないものであればよい。

91 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が130kW以上150kW未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十六号及び第一百九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、データーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同データーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については四・五五、炭化水素については一・三〇、窒素酸化物については七・八〇、粒子状物質については〇・二六を超えないものであればよい。

92 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）及び小型特殊自動車（型式指定自動車を除く。）のうち、平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が10kW以上37kW未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であつて平成十九年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十五号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあつては完成検査等の際、小型特殊自動車にあつては施行規則第六十二条の第三項の検査の際、データーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同データーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等又は施行規則第六十二条の第三項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については五・〇〇、炭化水素については一・五〇、窒素酸化物については八・〇〇、粒子状物質については〇・八〇を超えないものであればよい。

93 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車を除

く。)は、細目告示第四十一条第一項第十六号及び第百十九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値(炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムで表した値)を、同ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については六・五〇、炭化水素については一・九五、窒素酸化物については十・四〇、粒子状物質については一・〇四を超えないものであればよい。

94 軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。)及び小型特殊自動車(型式指定自動車に限る。)のうち、平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が75W以上130W未満である原動機を備えたもの(第一項の表第七号に掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であつて平成十九年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあつては、細目告示第四十一条第十五号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあつては完成検査等の際、小型特殊自動車にあつては施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値(炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)を、同ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査又は施行規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については五・〇〇、炭化水素については一・〇〇、窒素酸化物については六・〇〇、粒子状物質については〇・三〇を超えないものであればよい。

95 軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)のうち、平成二十年八月三十一日以前に製作された定格出力が75W以上130W未満である原動機を備えたもの(第一項の表第七号に掲げる自動車を除く。)は、細目告示第四十一条第一項第十六号及び第百十九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値(炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)を、同ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については六・五〇、炭化水素については一・三〇、窒素酸化物については七・八〇、粒子状物質については〇・三九を超えないものであればよい。

96 軽油を燃料とする大型特殊自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。)及び小型特殊自動車(型式指定自動車に限る。)のうち、平成

二十一年八月三十一日以前に製作された定格出力が 37kW 以上 55kW 未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であつて、平成二十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十五号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあつては完成検査等の際、小型特殊自動車にあつては施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査又は施行規則第六十二条の三五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については 5.0 〇、炭化水素については 1.3 〇、窒素酸化物については 7.0 〇、粒子状物質については 0.4 〇を超えないものであればよい。

97 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、平成二十一年八月三十一日以前に製作された定格出力が 37kW 以上 55kW 未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十六号及び第一百九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 6.5 〇、炭化水素については 1.6 九、窒素酸化物については 9.1 〇、粒子状物質については 0.5 二を超えないものであればよい。

98 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）のうち、平成二十二年八月三十一日以前に製作された定格出力が 55kW 以上 75kW 未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車及び輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十五号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあつては完成検査等の際、小型特殊自動車にあつては施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の当該自動車及び当該

自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等又は施行規則第六十二条の第三項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については五・〇〇、炭化水素については一・三〇、窒素酸化物については七・〇〇、粒子状物質については〇・四〇を超えないものであればよい。

99 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、平成二十二年八月三十一日以前に製作された定格出力が20kW以上25kW未満である原動機を備えたもの（第一項の表第七号に掲げる自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十六号及び第九十九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムで換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については六・五〇、炭化水素については一・六九、窒素酸化物については九・一〇、粒子状物質については〇・五二を超えないものであればよい。

100 第九十項、第九十二項、第九十四項、第九十六項及び第九十八項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第二十号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあつては完成検査等の際、小型特殊自動車にあつては施行規則第六十二条の第三項の検査の際、第九十一項、第九十三項、第九十五項、第九十七項及び第九十九項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第二十号及び第九十九条第一項第十一号の規定にかかわらず、新規検査等の際、ディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が四十パーセントを超えないものであればよい。

101 第九十項、第九十二項、第九十四項、第九十六項及び第九十八項に規定する自動車については、細目告示第四十一条第二十一号の規定（細目告示第五条第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる場合に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第四千四百号）による改正前の細目告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が四十パーセント以下であればよい。

(前照灯等)

第二十九条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十二条の規定並びに細目告示第四十二条、第二百二十条及び第九十八条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 一十一（略）

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

(前照灯等)

第二十九条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十二条の規定並びに細目告示第四十二条、第二百二十条及び第九十八条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 一十一（略）

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車 二 平成十年三月三十一日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。） 三 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車	(略) (略) (略)

- 3 (略)
- 4 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二・三・二三・の規定は、適用しない。
- (前部霧灯)
- 第三十条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十三條の規定並びに細目告示第四十三條、第二百一十一條及び第九十九條の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。
- 一、二 (略)
- 2、4 (略)
- 5 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二・三・二三・の規定は、適用しない。
- (側方照射灯等)
- 第三十一条 平成八年一月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十三條の二の規定並びに細目告示第四十四條、第二百二十二條及び第二百條の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。
- 一、二 (略)
- 3 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二・三・二三・の規定は、適用しない。
- (車幅灯)
- 第三十二条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十四條の規定並びに細目告示第四十五條、第二百二十三條及び第二百一十一條の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。
- 一、四 (略)
- 2、3 (略)

自動車	条項
一 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車 二 平成十年三月三十一日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて平成九年十月一日以降に法第七十五條第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車及び施行規則第六十二條の三第一項の規定により認定を受けた自動車を除く。） 三 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車	(略) (略) (略)

- 3 (略)
- 4 平成十九年九月一日以降に法第七十五條第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二・三・二三・の規定は、適用しない。
- (前部霧灯)
- 第三十条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十三條の規定並びに細目告示第四十三條、第二百一十一條及び第九十九條の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。
- 一、二 (略)
- 2、4 (略)
- 5 平成十九年九月一日以降に法第七十五條第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二・三・二三・の規定は、適用しない。
- (側方照射灯等)
- 第三十一条 平成八年一月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十三條の二の規定並びに細目告示第四十四條、第二百二十二條及び第二百條の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。
- 一、二 (略)
- 3 平成十九年九月一日以降に法第七十五條第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二・三・二三・の規定は、適用しない。
- (車幅灯)
- 第三十二条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十四條の規定並びに細目告示第四十五條、第二百二十三條及び第二百一十一條の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。
- 一、四 (略)
- 2、3 (略)

4 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二3・23・23の規定は、適用しない。

(前部上側端灯)

第三十三条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十四条の二の規定並びに細目告示第四十六条、第二百二十四条及び第二百二条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇四(略)

2 (略)

3 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二3・23・23の規定は、適用しない。

第三十四条(略)

(側方灯及び側方照射灯)

第三十五条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十五条の二の規定並びに細目告示第四十八条、第二百二十六条及び第二百四条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇六(略)

2〇5(略)

6 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外については、細目告示別添五十二3・23・23の規定は、適用しない。

7 (略)

(番号灯)

第三十六条 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十六条の規定並びに細目告示第四十九条、第二百二十七条及び第二百五条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一、二(略)

2 (略)

3 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二3・23・23の規定は、適用しない。

(尾灯)

第三十七条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十七条の規定並びに細目告示第五十条、第二百二十八条及び第二百六条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2〇4(略)

5 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二3・23・23の規定は、適用しない。

4 平成十九年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二3・23・23の規定は、適用しない。

(前部上側端灯)

第三十三条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十四条の二の規定並びに細目告示第四十六条、第二百二十四条及び第二百二条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇四(略)

2 (略)

3 平成十九年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二3・23・23の規定は、適用しない。

第三十四条(略)

(側方灯及び側方照射灯)

第三十五条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十五条の二の規定並びに細目告示第四十八条、第二百二十六条及び第二百四条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇六(略)

2〇5(略)

6 平成十九年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外については、細目告示別添五十二3・23・23の規定は、適用しない。

7 (略)

(番号灯)

第三十六条 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十六条の規定並びに細目告示第四十九条、第二百二十七条及び第二百五条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一、二(略)

2 (略)

3 平成十九年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二3・23・23の規定は、適用しない。

(尾灯)

第三十七条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十七条の規定並びに細目告示第五十条、第二百二十八条及び第二百六条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2〇4(略)

5 平成十九年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二3・23・23の規定は、適用しない。

(後部霧灯)
第三十八条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準

第三十七条の二の規定並びに細目告示第五十一条、第二百二十九条及び第二百七条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2〇4(略)

5 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二三・二三・の規定は、適用しない。

(駐車灯)

第三十九条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準

第三十七条の三の規定並びに細目告示第五十二条、第三百十条及び第二百八条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2〇4(略)

5 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二三・二三・の規定は、適用しない。

(後部上側端灯)

第四十条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第

三十七条の四の規定並びに細目告示第五十三条、第三百十一条及び第二百九条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二三・二三・の規定は、適用しない。

第四十一条(略)

(制動灯)

第四十二条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準

第三十九条の規定並びに細目告示第五十六条、第三百十四条及び第二百十二条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2〇4(略)

5 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二三・二三・の規定は、適用しない。

(補助制動灯)

第四十三条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準

第三十九条の二の規定並びに細目告示第五十七条、第三百十五条及び第二百十三条の

適用しない。

(後部霧灯)
第三十八条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準

第三十七条の二の規定並びに細目告示第五十一条、第二百二十九条及び第二百七条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2〇4(略)

5 平成十九年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二三・二三・の規定は、適用しない。

(駐車灯)

第三十九条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準

第三十七条の三の規定並びに細目告示第五十二条、第三百十条及び第二百八条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2〇4(略)

5 平成十九年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二三・二三・の規定は、適用しない。

(後部上側端灯)

第四十条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第

三十七条の四の規定並びに細目告示第五十三条、第三百十一条及び第二百九条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2 平成十九年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二三・二三・の規定は、適用しない。

第四十一条(略)

(制動灯)

第四十二条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準

第三十九条の規定並びに細目告示第五十六条、第三百十四条及び第二百十二条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2〇4(略)

5 平成十九年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二三・二三・の規定は、適用しない。

(補助制動灯)

第四十三条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準

第三十九条の二の規定並びに細目告示第五十七条、第三百十五条及び第二百十三条の

規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2 (略)

3 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二三・二三・二三の規定は、適用しない。

(後退灯)

第四十四条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第四十条の規定並びに細目告示第五十八条、第三十六条及び第二百二十四条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2 (略)

5 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二三・二三・二三の規定は、適用しない。

6 (略)

(方向指示器)

第四十五条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第四十一条の規定並びに細目告示第五十九条、第三十七条及び第二百五十五条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇四(略)

2 (略)

8 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二三・二三・二三の規定は、適用しない。

(補助方向指示器)

第四十六条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第四十一条の規定並びに細目告示第六十条、第三十八条及び第二百十六条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2 (略)

3 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二三・二三・二三の規定は、適用しない。

(非常点滅表示灯)

第四十七条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第四十一条の規定並びに細目告示第六十一条、第三十九条及び第二百十七条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2 (略)

規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2 (略)

3 平成十九年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二三・二三・二三の規定は、適用しない。

(後退灯)

第四十四条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第四十条の規定並びに細目告示第五十八条、第三十六条及び第二百二十四条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2 (略)

5 平成十九年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二三・二三・二三の規定は、適用しない。

6 (略)

(方向指示器)

第四十五条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第四十一条の規定並びに細目告示第五十九条、第三十七条及び第二百五十五条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇四(略)

2 (略)

8 平成十九年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二三・二三・二三の規定は、適用しない。

(補助方向指示器)

第四十六条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第四十一条の規定並びに細目告示第六十条、第三十八条及び第二百十六条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2 (略)

3 平成十九年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二三・二三・二三の規定は、適用しない。

(非常点滅表示灯)

第四十七条 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第四十一条の規定並びに細目告示第六十一条、第三十九条及び第二百十七条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一〇三(略)

2 (略)

5 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二3・23・の規定は、適用しない。

(以下略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

5 平成十九年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二3・23・の規定は、適用しない。

(以下略)